

平成 30(2018)年産米・大豆・そば・麦のモニタリング検査について

平成 30(2018)年 5 月 23 日

農 政 課

I 基本的な考え方

- 国のガイドラインやこれまでのモニタリング検査結果を踏まえ、モニタリング検査を継続し、放射性物質の低減状況を確認する。

II 検査の概要

1 検査区域及び検査密度 ※1

(1) 米

対象区域	該当市町	検査密度	検査点数 (見込み)
① 検査区域Ⅰ	・吸収抑制対策実施地域（1市）	市町ごとに3点	3
② 検査区域Ⅱ	・上記以外の市町（24市町）	市町ごとに1点	24

(2) 麦

査対象麦種 (検査点数見込み)	小麦(10点)、二条大麦(9点、ビール用を含む)、六条大麦(8点) ※はだか麦は大麦を含む		
検査区域	県内全域をJA区域ごとに検査		
ロットの選定方法	検査区域で作付けされている麦種ごとに最初のロット(1点)を選定		

(3) 大豆

検査区域	該当市町	検査密度	検査点数 (見込み)
① 検査区域Ⅰ	・吸収抑制対策実施地域（4市町）	市町ごとに3点	12
② 検査区域Ⅱ	・上記以外の市町（21市町）	市町ごとに1点	21

(4) そば（夏そば、秋そば）

検査区域	該当市町	検査密度	検査点数 (見込み)
① 検査区域Ⅰ	・吸収抑制対策実施地域（2市町）	市町ごとに3点	9
② 検査区域Ⅱ	・上記以外の市町（23市町）	市町ごとに1点	37

※1 検査点数（見込み）は、平成29年度の実績をもとに算出

2 検査方法

- (1) 農業振興事務所は、市町、集荷団体等と連携し、検査計画に基づき、収穫、乾燥・調製された生産物を出荷前の段階でサンプリングする。
- (2) 農業試験場において、ゲルマニウム半導体検出器により測定する。

3 検査結果の取扱い

- (1) 50Bq/kg超(100Bq/kg以下)の放射性セシウムが検出された場合、栽培管理の状況や周辺ほ場の調査を行い、地域的な広がりを確認した際には、市町単位は旧市町村の水準にする等、検査を強化する。
- (2) 検査区域で100Bq/kg超が検出された場合、さらに詳細な検査を行ない、基準値を超える放射性セシウムが再度検出される等、地域的な広がりを確認した際には、当該区域の出荷自粛を要請する。